

兵庫県公報

令和2年7月7日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員課）	1

公布された法令のあらまし

●議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第37号）
地方公務員災害補償法施行規則の一部改正により、常勤の職員に係る障害補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金の支給停止期間の算定等に用いる利率が改められたことを踏まえ、議会の議員その他非常勤の職員に係る当該利率について、所要の整備を行うこととした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第37号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年兵庫県規則第73号）の一部を次のように改正する。

附則第6項第2号中「100分の5」を「災害発生の日（条例第4条第1号に規定する災害発生の日をいう。以下同じ。）における法定利率」に改める。

附則第7項中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に、「の同項」を「の前項」に改める。

附則第13項第2号中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

附則第14項中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に、「の同項」を「の前項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則第6項、第7項、第13項及び第14項の規定は、令和2年4月1日以後に障害補償年金又は遺族補償年金を支給すべき事由が生じた場合について適用し、同日前に障害補償年金又は遺族補償年金を支給すべき事由が生じた場合については、なお従前の例による。